

総務文教常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年3月10日（金）午前9時51分～午後1時47分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 高山敏也委員長、山宮敏夫副委員長、金子浩隆、青木一郎、戸部 博、
小野塚正樹、星野佐善太 各委員
- 4 事務局 原事務局長、田村次長兼庶務係長
- 5 当 局 北澤教育部長、横山教育総務課長、角田学校教育課長、角田文化財保護課長、
安藤総務部長、織田澤総務課長、星野企画政策課長、村田財政課長、
星野利根支所長
- 6 傍 聴 者 2名（請願者・紹介議員）
- 7 会議概要

(1) 開 会（司会：田村）

(2) 委員長挨拶（高山委員長）

本会議も終盤を迎え、皆さんも選挙を控え、お忙しいところと思うが、本日は請願審査もあるので慎重に御審議をしていただければありがたいと思う。

春も近くなったというより、もう春になってきているので、皆さんも頑張っていたきたい。よろしく願います。

では、始めさせていただきます。

本日、傍聴の申出があったので、これを許可する。

（傍聴者入場）

それでは、議事に入る。

(3) 議 事（進行：高山委員長）

ア 付託請願の審査

請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げにより教育格差を解消し少人数学級の拡充・教職員定数の改善により教育の充実を国に意見書の提出を求める請願

委員長：付託請願の審査について議題とする。

去る2月21日の本会議において、本委員会に請願第1号が付託された。

請願第1号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げにより教育格差を解消し少人数学級の拡充・教職員定数の改善により教育の充実を国に意見書の提出を求める請願について、事務局より請願文書表の朗読をお願いする。

事務局：それでは、皆様のお手元に配付をしてあるが、請願文書表を朗読させていただきます。

「件名、請願第1号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げにより教育格差を解消し少人数学級の拡充・教職員定数の改善により教育の充実を国に意見書の提出を求める請願。

受理年月日、令和5年2月9日。

付託委員会、総務文教常任委員会。

紹介議員、高柳勝巳議員。

請願者、前橋市大手町3-1-10 群馬県教職員組合執行委員長 小濱一博。

請願趣旨、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、未だに、日本はOECD諸国に比べて、1学級

当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多いという現状です。学校現場では、特別な支援が必要な子どもたちへの対応をはじめ、個に応じたきめ細かい教育活動が求められています。子どもたち一人ひとりに応じたゆたかな学びを保障するためには、さらなる学級編制標準の引き下げをおこなうとともに、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。

また、学校現場では、貧困・いじめ・不登校などの解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

このような状況を受け、厳しい財政状況の中、独自に教職員の人的配置を図っている自治体もありますが、自治体の財政事情により自治体間の教育格差が生じてしまうことは大きな問題です。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員給与の一部を国が負担する制度です。しかし、この制度における国の負担率が、2006年から2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、よりゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう、国に対し意見書の提出を要請致します。

記

1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

2 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級の早期実現について積極的に検討すること。

3 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。」

請願文書表については、以上である。

なお、本日、先ほどお配りをした、今こそみんなで考えよう！「ゆきとどいた教育」とは、の資料提出が請願者よりあったので、併せて御覧いただきたいと思う。

また、A3のものを折ってあるものもお配りしたが、県内の動向を調査したものを急いで取りまとめたので、これについても併せて御覧いただきたいと思う。

以上である。

委員長：説明が終わった。

ここで休憩する。

(休憩)

委員長：それでは、休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関して補足説明を求める。学校教育課長、お願いする。

学校教育課長：御説明申し上げます。

まず、義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、今日の義務教育制度を財政面から大きく支え、地方財政の安定と地方教育行政の円滑な推進に貢献してきた。

義務教育における教職員の給与等については、義務教育費国庫負担法や市町村立学校職員給与負担法等に基づき、国と都道府県が負担することになっており、平成18年からは国が3分の1、都道府県が3分の2を負担することになっている。

また、令和3年3月に、公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、小学校においては令和3年度から令和7年度までに段階的に1学級の人数を引き下げ、35人学級を実施することになった。令和5年度においては、小学1年生から小学4年生までは35人学級が国の予算で実施されることになっている。

群馬県においては、国の予算と県の予算を活用して、ニューノーマル・グンマ・クラス・プロジェクトという県の独自施策を実施し、小学校1・2年生は1学級を30人以下、小学3年生から中学3年生までは1学級を35人以下となるよう教職員数を配置して、少人数学級編制を実現させている。義務教育ではない高等学校については、1学級の標準は40人以下となっている。

次に、学校の加配教員については、各学校の学校課題の解決や特色ある教育課程を実施するために、毎年、各学校が特配に係る要望書を県に提出し、決定となった学校に配置されることとなっている。

特配には目的により複数の種類があるが、例えば学校間連携特配は、小小連携、小学校と小学校の連携や、小中連携など、2校を兼務して教科を指導するための特配、小学校教科担任制特配は、小学校高学年で中学校のように教科担任ができるようにするための特配、などがある。

特配が配置された学校では、活用計画に基づいて学習指導を行うことになるが、指導者が増えることで1人当たりの受け持つ時間の軽減や授業準備の時間が確保できるという効果がある。少数職種の配置については、養護教諭、栄養教諭、事務職員についてであるが、配置基準に満たない学校への配置を行っているところである。

教職員の任命権者である群馬県教育委員会においては、これまでも義務教育については国の標準以下の学級編成となるよう、少人数学級編制の施策や学校課題を解決するための様々な特配の施策を実施しているが、都道府県及び市町村の財政力の格差で教育の機会均等や教育水準の維持等が損なわれることなく、教職員の働き方改革も含めて、児童生徒の教育の充実を推進するためには国による教育費の保障は一層重要になると考えられる。

説明は以上である。

委員長：説明があった。

それでは、当局に対するただいまの説明等について、質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：今説明いただいた中にもあったが、35人学級を早期に実施することと、さらなる少人数学級の早期実現に向けて積極的に検討すること、というところで、高校は管轄外であるから、小学校、中学校であると思うが、今、県の方の説明だったと思うが、沼田市においては小学校、中学校がどのように現実になっているかをお聞かせいただきたいと思うが。

学校教育課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

市の実情ということであるが、群馬県のニューノーマル・グンマ・クラス・プロジェクトに基づき、本市の全ての学級で1・2年生は30人以下学級、小学校3年生から中学校3年生までは全て35人以下学級となっている。

実際の、今年度の話の中でも県のニューノーマル・クラス・プロジェクトという施策に基づいて、例えば小学校5年生で38人の学級が、県の35人以下学級の加配をもらうことで19人19人のクラス2クラスになったというような例や、中学校では中学1年生が39人だったが、県のこの施策に基づいて20人と19人の学級に分かれたというような形で、実際はその以下学級は、本市においては実現されている。

以上である。

金子委員：国の方では異次元の少子化対策を行うと言っているが、本当に本市においては人口減少、少子化は激しいものがある、この先、小・中学校の統合という問題も出てくると思うのであるが、今の現状維持が統合した後も続けられるかどうか、その点の御見解をお聞かせいただければと思うが。

学校教育課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

学級編制の子供の数に応じて、この基準に照らしながらクラスを決定するので、その形が統合されていく中でも当然この基準で学級編成は確保される。

以上である。

金子委員：了解した。

クラスを増やせばよい訳であるから、少人数学級を組みながら統合というのは可能だということに了解した。

委員長：ほかに、質疑はないか。

副委員長。

副委員長：金子委員のおっしゃった内容にも絡むが、この文章の2番と3番の35人学級、あと働き方改革は、沼田ではこれはもう推進、検討されているという理解でよろしいのか。

学校教育課長：ただいまの副委員長の御質疑にお答え申し上げます。

本市において、この少人数の指導であるとか、働き方改革も含め、現在取り組んでおり、働き方改革についてはどの学校においても引き続き取り組んでまいりたいというところである。以上である。

副委員長：了解である。

委員長：青木委員。

青木委員：今、お二人の委員が質疑されたのである程度分かったかなと思うが、ちょっと確認になると思うが、そうするとこの請願文書表の内容については、沼田市としてはクリアしているということになるのか。よろしく願います。

学校教育課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

本市において、県の施策等に基づいて条件面では学級の人数は抑えられている。働き方改革とその加配との繋がり、その部分は加配がない学校においても働き方改革をしなければいけない部分があるので、現在も当然どの学校でも取り組んでいるというところである。

2番については、高校以外は本市の中学校は確保されている。3番については、後半の加配教員の増員と、というところについての部分だけは、養護教諭等の配置が満たない学校にも配置する学校があるので、一部クリアできている部分がある。

ただ、働き方改革とその加配の繋がり、引き続き働き方改革については加配

あるなしに関わらず取り組んでいるという状況である。

以上である。

青木委員：そうすると、人数的にはクリアできているが、加配教員だとか、場所によっては養護教諭とかでまだその辺でクリアできていない場所があるということの確認と、あとは請願内容からいくとこの3つの項目なのであるが、実際教員の方の負担がかなり厳しいとか、それによって教員の人数ではクリアしていても、なかなかきめの細かい、それはその基準を決めるのは難しいのであるが、実際に教育部さんの方が学校のことはよく御存じなので、その辺の認識がどうなのか、というのをちょっと教えていただけたらと思う。最後によりしくお願いする。

学校教育課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、少数職種というのは、学校の中では教諭以外の栄養教諭、養護教諭、事務職員に当たるのであるが、本市においては、養護教諭が本来ならば配置されないような規模の学校でも、県のいろいろな加配の中で配置された学校がある。なので、そういう意味では少数職種の配置増等も、ある意味県の施策で恩恵を受けている市内の学校もある。

一方、働き方改革というところの部分については、もちろん加配をいただいて1クラスだったのが、本来1クラスであるのが2クラスになることによって、先生方の負担感とか、教材研究等いろいろな時間が確保できるので、そういうメリットは当然ある。それが働き方改革に繋がる部分もある。

ただ、加配があってもなくても、当然この働き方改革は続けていかなければならない部分であるので、その部分は引き続き学校としても取り組んでいるということで御理解いただくようお願いする。

以上である。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：請願書に3点あり、3点目であるが、この関係については世間からも先生方からも、仕事が非常に増大していて帰りも遅いというような話は伺うが、35人学級とかいろいろあるが、我々のときにも50人を45人にするという堂々とした制度が生まれたので、この点、よく私も理解ができないのであるが、3点目は先生の長時間にわたる労働、早く家に帰れないという、そういう問題は非常に耳にするが、それについてはいかがか。

学校教育課長：ただいまの星野委員の御質疑にお答え申し上げます。

先生方の働きやすさというところについてであるが、やはりいろいろな政策の中で、財政面的な保障をいただく中で、働きやすい環境にも繋がる。よって、引き続き国や県のいろいろな施策、特に県の施策ではニューノーマル・クラス・プロジェクトで、かなり特配等の措置もあるので、それを使いながら引き続きより良い環境に努めていくというところで御理解いただきたいと思う。

以上である。

星野委員：ちょっと聞き取れなかったのであるが、問題は、利根沼田の関係において、先生方の仕事は過労だと、こういうことは耳にするが、その点についての今の利根沼田の事情をちょっと聞かせてもらえばありがたい。ちょっとよく聞こえなかった。

学校教育課長：ただいまの星野委員の御質疑にお答え申し上げます。

利根沼田の状況ということで、こちらの方は全て、特配は学校が県に要望し、県から決定を受けたところが恩恵を受ける形となる。よって、もちろん要望して

配置されない学校もあれば要望したとおりに配置されることもあるということで、いずれにしてもある程度学校が、子供たちの教育のために配置された先生方のいろいろな働き方改革も含めて、より良い環境づくりを進めているということであるので、利根沼田においてもその中で精一杯頑張っているということで御理解いただきたいと思う。

以上でございます。

星野委員：はい、結構である。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：なければ私からもいくつか質疑したいのであるが、委員長という立場が今回はあるので、あまり意見等はしないが、質疑させていただく。

まず、この2006年に国の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたということが書いてある訳であるが、記の下の1番のところに、地方財政を確保した上で、とあるのだが、この2006年に負担率が引き下げられたときに、地方財政、これは交付金とか何とかとなるのだろうが、そういったものが国の負担率が引き下げられたことに比例して地方に対するそういった財政措置というのが増えたのかどうか。財政措置はそのまま国の負担率だけ減らされたのかどうか、その辺を1点確認したいのと、それから記の2番目のところで、沼田市ではおかげさまで県の方針もあって35人以下学級というのが確保されているということであるが、全国的にはどのような状況なのか、把握されていたら教えていただきたいと思う。

とりわけこの請願というのは、沼田市当局に出す訳ではなくて国に出すものであるので、できれば国の全体の状況を把握した上で判断したいと思う訳で、そのようなことを申し上げた。

それから、先ほどOECDの中での1クラス当たりの児童生徒数ということの資料を提供していただいたが、よく新聞等で国のGDPにおける教育に関する支出というのがOECDの中で日本は何番目くらいだというような、非常に低い数値というか、順位にあったと思うのであるが、その辺の資料を今お持ちであったらちょっと御披露いただければと思うので、その3点、お願いします。

学校教育課長：ただいまの委員長の御質疑にお答え申し上げます。

まず1点目の負担率のところであるが、国が2分の1、県が2分の1を、国が3分の1、県が3分の2だということの中で、ある程度負担率は国から県の割合を多くするという方向になり、その分、国がある程度いろいろなところの部分を、自由に学級の人数等も施策でやっても良い、というような少し緩めた部分もあるので、実際の負担率はその部分は確保はされつつも、割合とすると県の方に行ったというような状況がある。

教育部長：休憩をお願いします。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

学校教育課長：失礼した。

1点目は、交付税措置のところについては割合は3分の1になったが、国からのところは県の方に当然負担されているということである。負担率は変わった

が、きちっと国の負担が確保されている。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

学校教育課長：続いて、2点目の全国の状況であるが、こちらの方の状況とすると、様々な教科担当制をした県もあるが、本市におけるニューノーマル・クラス・プロジェクトのところをどの県でもやっているという状況はある。ただ、どのくらい使っているかというような資料はない。

3点目のOECDのその支出が何番目かというところの部分については、申し訳ないが、全国と比べた資料の持ち合わせがない。

以上である。

委員長：2番目がよく分からなかったのだが、要するに全国的なことについては把握されていないということか。30人学級の普及云々ということについては。単に資料をお持ちでないということなのか、それをちょっと確認させていただきたい。

学校教育課長：ただいまの、全国的な状況の取組事例という資料がある。県と同じような少人数でやっている部分はあるが、ただその財政の部分のところのいろいろな資料は持ち合わせていない。申し訳ない。

以上である。

委員長：はい、了解した。

ほかに質疑はないか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようであれば、委員の皆さんの請願第1号に対する御意見を伺いたいと思う。その意見の中には、採択に対する賛成反対等の意見も最終的には述べていただきたいと思うので、こちらから委員を指名していくので指名された委員については順次よろしく願います。

まず、山宮副委員長、願います。

副委員長：今、質疑等を伺って、2番・3番についてはある程度沼田はできているのかな、というように感じた。

1番に関しては国に要望、要請を意見することなので、私とすると趣旨採択で願います。

委員長：次に、戸部委員、願います。

戸部委員：はい。私は法改正でやはり2分の1から3分の1に引き下げられたということは、かなり県も大変だと思う。市町村もかなり大変になってくると思うので、それを少しでも上げてもらいたいので、国に対しては要望することので、採択で願います。

委員長：次に、小野塚委員、願います。

小野塚委員：これから子供が少なくなっていく中で、この請願は必要なことだと思うので、採択で願います。

委員長：次に、金子委員、願います。

金子委員：今の、国の負担率の問題やら、高校の人数まで踏み込んでいるという点に関して、これは市議会の範疇を超えているので、その点、国に対して要望を上げる際に、やはり委員長の方で御配慮をいただいて。

私は趣旨採択で決定すべきだと思う。

委員長：それでは、星野委員、願います。

星野委員：請願の中のいくつかの点については、当然理解をする。これは国の関係であるから、先ほどから言っているとおり、我々一地方議員がそこまでまだ話が行くかということ、今少し盛り上がりがあってからやった方がよいのではないかと思うし、この県の調査もあるが、群馬県内の市では3つの市がこの資料提供している訳で、採択の回答があったのは太田市だけである。その点について、私も趣旨採択で願います。

委員長：ちょっと休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

それで申し訳ない、結論的にはどうだったか。

星野委員：趣旨採択。

委員長：はい。申し訳ない。

最後に、青木委員願います。

青木委員：先ほど実際の現場のお話を伺って、人数的にはクリアしていると。ただ、実際その3番のところであるとか、またこれからの統廃合等については人数的にはクリアするような形で考えられるということなので。

あと、以前に研修会で実際に、5月だか6月に教育の関係の、委員長の御紹介で来ていただいた方のお話とかを聞くと、なかなか十分に、本来適正な教職員を充てたいのだがなかなか忙しくて、例えば音楽の先生であるとか、結局余裕がある先生に振って、なかなかその辺の運営が大変なのだなどという話もあったので、まだまだ十分ではないだろうということで、趣旨採択で願います。

委員長：ただいまの結果、採択が2人、趣旨採択が4人という結果になったので、本件に関しては、趣旨採択ということでよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、当局並びに傍聴者の方は退席となる。教育部長、学校教育課長、御苦労様でした。

(傍聴者退室)

委員長：なお、本日の常任委員会の審査結果を、本会議において私より報告させていただくが、委員長報告案については事務局が作成する報告案を私が確認し、その後に皆さんに確認していただく形でよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それではそのようにさせていただくので、よろしく願います。

それでは以上で請願審査を終了する。

イ 教育部の所管・調査事項報告

①学校教育課

委員長：続いて、教育部各課の所管調査事項報告に移る。最初に学校教育課長、願います。

学校教育課長：学校教育課の調査事項について御報告する。まず1つ目の小中学校における通常時及び卒業式等におけるマスク着用の対応についてである。資料1ペー

ジを御覧いただきたい。主なポイントをまとめたものである。

調査事項の1の小中学校における通常時及び卒業式等におけるマスク着用の対応について、ということで、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を踏まえ、国や県から通知があったので、本市においても、その通知に基づいた対応を行っている。

具体的には、小中学校における通常時の対応として、今年度中、令和5年3月31日までは、衛生管理マニュアル等を踏まえ、基本的な感染症対策を行ってメリハリあるマスクの着用等に努めることとなっている。また、令和5年度4月1日以降の新学期からは、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とし、留意事項等については改めて通知があることになっている。特に、卒業式については、学校生活の中でも節目となる行事であることを考慮して、マスクの取扱等については、式典全体を通じマスクを外すことを基本とするなど、基本的な方針が示された。

これらの国や県からの通知では、児童生徒、教職員は、式典全体を通じてマスクを外すことを基本に、合唱や呼びかけなどのときにはマスクを着用するなど、感染症対策を講じることとしている。

マスクについては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになるので、児童生徒に対してマスクの着脱を強いることや、マスク着用の有無による差別、偏見等がないよう、学校には指導し学校もそのように指導している。

なお、式に参加する保護者等は、感染症対策として参加する際にマスクの着用をお願いすることとなっている。これは市の校長会協議会においてもこれらの基本方針について確認した。

次に、調査事項の2、沼田市における家庭訪問の対応についてであるが、家庭訪問については学校の判断で実施するものであるので、各学校や地域の実情、保護者の負担などを考慮して、実施の有無や実施時期、家庭訪問に代わる代替方法などを各学校が職員会議等で協議し決定して実施している。

今年度の実施状況と来年度の実施状況の予定をまとめた。今年度は家庭訪問を実施した学校は全部で13校、家庭訪問でなく二者面談を実施した学校は7校であった。

家庭訪問を実施した学校においても、時間を短縮するなど、感染防止対策をとって実施している。来年度は今年度と同様の対応が多いが、まだ検討中の学校や二者面談などに変更する学校がある。

調査事項の2点については、以上である。

この場をお借りして、次第にはないのであるが、小中学校の入学式のことについても1点御報告させていただければと思う。

小中学校の入学式についても小中学校の卒業式と同様に、参加者を限定しながらの形で対策を講じて実施したいと思うので、後ほど卒業式のときにお配りしたような用紙を委員の皆様にも事務局を通じてお渡しする形になると思うが、そちらについても校長会との協議の上で、参加についてはお控えいただくような形でさせていただければと思う。

学校教育課からは以上である。

委員長：学校教育課長、御苦労様です。

それでは報告に対して質疑を受けたいと思う。

金子委員。

金子委員：給食のときに黙食というのがあったのだが、国からの新しい対応に従ってその点はどう変わっていくのか、教えていただきたいと思う。

学校教育課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

給食のときの黙食についてであるが、こちらの方は国の方でも黙食を求めるものではないというような通知がもう出ており、感染レベルが高い時期とか、学校の対策として少し給食のときは控えよう、というような指導がある学校もあるが、基本的にはマスクをしたりとかの対策を講じた上で、少し小さい声で話してもいいよ、などのようにやっている対応もある。

よって、黙食についてのそのような制限は、感染の状況なども踏まえながら各学校が適切に判断しているという状況である。

以上である。

金子委員：各学校の判断というのも、なかなか学校によって変わってくるということに、ちょっと私は違和感を感じる。

黙食、2類から5類が変わって、もうほとんどインフルエンザと同じだろう、などという風潮の中で、黙食も、御飯、給食を食べながらしゃべるといのも行儀があまり良くないが、楽しく給食を食べるにはいいのかな、という思いもするし、本当に感染がひどいときには、ラーメン屋などに入ると若い人がマスクを外してしゃべっているのがすごく嫌で、注意をすれば今度はマスク警察だと言われるし。

だから、そういう感じはもうこれからはない、というところで、子供たちにはやはりそういうところをちゃんと教えてあげないと、子供たちの中でそのマスク警察みたいな、黙食警察みたいなのが出てきていじめになってしまって、もう大変なことになってしまうから、その辺の指導というのはほとんどの学校でもらいたいな、と思うのであるが、いかがであるか。

学校教育課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

子供たちが本当に楽しく学校生活を送れるようにするために、給食の時間も大変重要な場であるので、当然感染対策の一つとして換気等基本的なものはやりつつも、学校においても工夫し、前を向いて食べてその後近くの方と小さな声で話してもいいというような、具体的な話の中で担任の先生に指導していただく。

4月1日から、基本的な学校生活においてもマスクなしを基本とするということの中で、改めて通知が来るということであるので、そういう通知などを踏まえながら適切な対応を市としてもしていきたいなと思っている。

以上である。

金子委員：よろしく願います。

委員長：ほかに。

星野委員。

星野委員：マスクの関係等については私が調査事項をお願いしたので、申し上げます。

新聞等においても政府のマスクに対する見解が出た。当然、群馬県においても33市町村がやらないと。状況によっては換気とかについてもいろいろやっっていく、こういうことで了解した。

それで、卒業式もあるので、その地区の状況下においてマスクも対応すればよいと、こんな考えである。了解した。

委員長：答弁はよろしいか。

星野委員：はい。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：家庭訪問のところについてであるが、令和4年度、家庭訪問をしたところとしないところが学校の判断ということで、コロナの感染防止という目的もあったかと思うが、なくなった理由がやはり時代のニーズとともに教員と家庭の負担軽減というところもあると思うので、だんだん家庭訪問というものが少なくなっていくとは予測されるのであるが、やはりそこに行かないと分からない家庭の事情とかがあると思うので、なくす方向で全然構わない、減っていく方向で構わないと思うのであるが、家庭の事情を拾える窓口というのを学校任せにせず、市の方から何か困りごとがあったら受け入れられる体制、サポートづくりというところは推進していただけるといいなと思うので、その辺についてお考えがあればお伺いしたいと思う。

学校教育課長：ただいまの小野塚委員の御質疑にお答え申し上げます。

いろいろな状況の中で、県の方からも提言があるので、定例的な家庭訪問は廃止できるのではないか、代替りのものができるのではないか、ということで提言され、学校もいろいろ見直しながら進めているので、流れとするとだんだん代替であるとか、時間の工夫もされていく訳であるが、もちろんその定例的なものはなくしたが、家庭訪問の価値は、当然保護者の信頼を得たりとか、家庭状況が分かるという狙い等もあるので、それらについては学校ももちろん、市教委についてもきめ細かな問合せについて関係する学校と連携しながらやっているの、引き続き努めてまいりたいと思っている。

以上である。

小野塚委員：承知した。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：なければちょっと私からも一つ。

家庭訪問の対応についてであるが、学校の判断によるということをおっしゃっていたが、これは学校の主体性を尊重するということでは良い方向なのかと思うが、ただ学校でも結局個々の先生方、校長先生なりは学校に判断を任されてもなかなか難しい問題だと思うのであるが、教育委員会とするとどういう形でリーディングしていくつもりなのか。

そしてこれは小野塚委員が質疑したところとちょっと関連してくるかもしれないが、どのような形で持っていこうとしているのか。

また、それに対するフォローというか、例えば家庭訪問についてのワーキングチームをつくるとか、研究会をつくるとか、学校間を超えて。そういったような対応というか支援というか、そういうものは教育委員会とするとどのような形で対応を考えていらっしゃるのか、対応を取っていらっしゃるのか、その辺があれば教えていただきたいと思う。

学校教育課長：ただいまの高山委員長の御質疑にお答え申し上げます。

家庭訪問については、こちらの地域の状況であるとか、家庭の保護者が仕事を持つ持たない、いろいろな状況の中で、一概にはするしないというのは決められない部分がある。よって、最終的には学校が地域の事情等を踏まえながら、PTAと相談しながらやっていくということで、判断はやはり学校ごとにやるべきものなのかな、というふうに市教委の方では捉えている。

ただ、家庭訪問のそもそもの目的は、家庭や地域の環境に行くことで知ったり、親近感を高めたり、保護者の方の子供に対する願いとか特性だとかを聞くという、そういうような生徒理解、児童生徒理解ということ、あと保護者の方の家庭での

方針なども聞くということもあるので、その狙いが別の形でもできるような形で、例えば二者面談であるとか、いろいろなところで対応しているということで、学校は家庭訪問を単純になくしても別の方法として、それらがクリアできるように検討しているので、この家庭訪問に代わる目的がちゃんと対応できるかというところを学校とも確認しながら進めていきたいと思っているので、市教委の方針とすると、児童理解に繋がるようなものがちゃんと学校で確保できるかというところは、校長会等を通じて確認したりしていきたいと思っている。

以上である。

委員長：そうすると、市当局としても家庭訪問についてしっかりと議論されていく、研究されていくという、そういうことを学校側に指導していくような考え方ということでよろしいか。再確認であるが。

学校教育課長：引き続き家庭訪問等についての部分について、目的が果たせるように教育委員会としてフォローしていくし、必要に応じてその研究を続けていきたいと思っている。

以上である。

委員長：ほかにないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは学校教育課の報告事項について終了する。

それでは学校教育課について、全般的なこと、また次回の調査事項等があったらお願いします。

学校教育課について御意見または調査事項等はないか。

(「なし」の声あり)

委員長：はい。それでは学校教育課を終了する。学校教育課長、御苦労様でした。

(学校教育課長退席)

②文化財保護課

委員長：次に、文化財保護課について入りたいと思う。文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課長：文化財保護課の調査事項について御説明申し上げます。

まず、1として、吹割溪並びに吹割瀑保護対策協議会の会議実施内容についてであるが、去る2月22日、テラス沼田4階庁議室において、11人の委員さんに出席をいただき開催した。

会議においては、現状変更等の許可やテレビ番組等の撮影許可の状況を報告するとともに、その他において保存管理計画の規制についてと、障害者の方が滝を見学できる歩道の整備についての御意見があった。

次に、2として、沼田城発掘調査に係る専門部会が開かれた場合のその内容を報告願う、についてであるが、沼田市史跡沼田城跡調査保存整備委員会専門部会については、先月の総務文教常任委員会以降は開催していないので、御了承いただきたいと思う。

調査事項についての説明は以上である。よろしくをお願いします。

委員長：それでは質疑に入りたいと思う。

まず、吹割溪並びに吹割瀑保護対策協議会の会議実施内容について報告があったが、質疑を受けたいと思う。

青木委員。

青木委員：2月22日に4階において11名でやられたということで、その中で今のお

話であると、障害者とか高齢者もそうだが、滝を見る方法について意見が出されたということであるが、これについて当局は今後どういうふうに進めていくのか教えてほしいのだが。

あとは、次回のこの協議会はいつ行われるかということも併せて願います。

文化財保護課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、どのように進めるのかということであるが、そちらについては一応会議の中では決定はしていないが、基本的には計画がなければ全体の中で動かさないということで、まずは地元の方で計画をつくってみてはどうかとかの意見があった。

それから、次の会議をいつ行うのかということであるが、こちらについては秋以降ということで決定している。

以上である。

青木委員：どちらにしても、県だとか文化庁、国と進めていかないと、第三次管理計画という話には至らないと思うので、サイクルとしては5年、10年サイクルにならざるを得ないというふうには思っているが。

そうすると、その協議会のメンバーというか、今、吹割の滝の観光協会の会長は星野さんであるので、そちらの方でそういった意見書をまとめて、前は平成29年度のときに永井さんが出された陳情書のようなものを出していかなければ進んでいかないという認識でよろしいのか。

文化財保護課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

進め方についてということであるが、まず、第三次の計画をつくるかつくらないかということは、今回議論にはなっていない。

まずは規制についてというところでは、平成26年のときにも一応障害者とか高齢者のためのそういう施設であれば、A地区においても、本当はつくれないのだがそういうことであればつくれるのではないかと、ということで意見をいただいているところであるので、第三次計画については今回議論はしていないし、そこをつくるという考えは今のところ至っていないということで御理解いただければと思う。

以上である。

教育部長：補足させていただいてよいか。

委員長：はい、教育部長。

教育部長：今回の調査事項で報告させていただいている吹割溪並びに吹割瀑保護対策協議会については、基本的には天然記念物としての吹割の滝を保存するための計画に基づいて、保護の部分を検討していくという会議になっていて、委員の方からも、この協議会は保護対策の会議の場なので滝を何とかしようなどというのは別の会議ではないか、という意見も出されているような状況である。

実際、観光のためのそういったバリアフリー施設を造るということであれば、この保護対策協議会というよりは、別途観光部門の方で何らかの検討をした上で、というようなお話をいただいているので、ちょっとその辺を、言葉が足らず、説明が足りない部分もあって申し訳なかったが、御理解を賜ればということでよろしく願います。

青木委員：最後になるが、確認であるが、結局今回は教育部長がおっしゃるように保護対策の協議会なので、仮に障害者だとか高齢者のために滝を見られるようにすることを今後進めるのであれば、別の協議会なのか検討会なのか分からないが、そういったものをつくって、また吹割の滝の協会の方からそういった要望書を文化

財保護課の方にお出しするという事でよいということで、その確認である。

よろしく願います。

文化財保護課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

滝の協会から要望書等をつくって、ということであるが、この会は基本的には保護をするということであるので、その歩道を造るということはこの会議ではあまり検討はできないということである。

もし、そういうことに関連して検討するのであれば、こういうものを造りたいので文化庁に上げてもらいたい、ということで、それを審議するとかそれが良いか悪いかということはこの会で決めていくということである。

基本的に滝に歩道を造る協議会なり何なりをつくるかという話であれば、それこの会では関係ないので。

も

教育部長：休憩を願います。

委員長：休憩する。

(休憩)

委員長：再開する。

よろしいか、今のことについては。

青木委員：休憩中の話だった。

委員長：課長の方から、説明はあるか。

文化財保護課長：はい。基本的には文化財保護課ではない。

以上である。

委員長：ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは、2の沼田城発掘調査について、専門部会が開かれなかったということで、質疑はちょっとこの件についてはあり得ないかなというふうに思うので、それでは文化財保護課について御意見、また次回の調査事項等があったら願います。

金子委員。

金子委員：次回、委員会が行われるということなので、調査事項なしというのも問題があるとも思うし、今回、沼田城発掘調査に関わる専門部会が開かれた場合の内容という聞き方がちょっとまずかったので、一般質問でもそれから予算特別委員会でも質疑したのだが、専門部会から電話とかウェブ等で指導・助言を受けているということなので、その指導・助言の内容と、レーダー探査の目的ということ予算のときに聞いたら、これはちょっと答弁がなかったところで、やはり聞いておきたいと思うので、その点を調査事項として挙げていただきたいと思う。

委員長：ただいま金子委員から、沼田城発掘調査に係る専門部会からの指導・助言等について報告を求めるといふ、そういう内容でよろしいか。

金子委員：はい。

委員長：いかがか、皆さん。

(「賛成」の声あり)

委員長：賛成の声があったので、調査事項に採り上げたいと思う。

ほかに。

(「なし」の声あり)

委員長：それでは教育部はこれで終わる。

次回の日程について、事務局より報告を受ける。

事務局：次回委員会について申し上げます。

次回の委員会は、4月10日月曜日、午後1時半からこちら第2委員会室にて開催ということで、事務局案としてお示しする。

なお、今回は総務部から教育部の順でお願いしたい。

以上である。

委員長：事務局から日程について説明があったが、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：では、4月10日午後1時半から開催する。

それでは、教育部に関する全般的な意見交換及び調査事項の追加等があったら願います。

ないか、何か教育部に関して。

(「大丈夫である」の声あり)

委員長：大丈夫か。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、以上で教育部を終わる。教育部長、教育総務課長、御苦勞様でした。休憩する。

(休憩、教育部長、教育総務課長退席、総務部長、総務課長、企画政策課長入室)

ウ 総務部、会計局、監査委員事務局の所管・調査事項報告

①総務課

委員長：会議を再開する。

総務部所管の調査事項報告に移る。

最初に、総務課長、願います。

総務課長：総務課の所管事項について、1件御報告申し上げます。

公金外現金の再々点検の結果についてであるが、今年度に発生した職員の度重なる不祥事を受け、昨年7月、8月に実施した再点検に引き続き、改めて再々点検を実施したのでその結果についてお手元の資料に基づき御報告させていただく。

まず、点検期間であるが、昨年の暮れ、12月13日から年明け1か月間点検を実施し、公金外現金を取り扱う166の全団体を対象に令和4年度の現年度も含めて6か年分の点検をさせていただいた。

点検方法については、前回の点検方法についてはある程度各部内に一任をしたところがあったので、今回は出納保管責任者となる所管課長以外の部内の別の課長を点検担当課長とし、点検チェックリストに基づいて実務担当者からの聞き取り等により点検を行っている。

点検結果については、点検担当課長から所属課長に報告し、必要に応じて具体的な改善指示を行い、また各部長においてはその改善結果等について総務課に報告を行っている。

主な改善点については、前回調査の結果と重なるが、相互けん制体制がまだ図られていない、帳簿類等の不備、それと定期点検、3月と9月に実施することで要領に定められているが、その点検が行われていない、現金保管の不備等、以上4件が主な改善点として挙げられているが、これらについては各所管課内で改善指示を確認して改善を図っている。

点検結果としては、改めて横領等に繋がる疑わしき事案はなかった。

なお、今後の対応としては、総務課に報告された各部からの報告結果に基づき、2月2日に部長間で協議を行い、現在その準備を進めている。

今後の予定としては、公金外現金取扱マニュアルの作成、要領の改正の検討のほか、公金外現金を取り扱う団体事務への市の関与の在り方については、来年度の行政改革推進本部での検討項目として予定をし、また内部統制の観点を踏まえ、現在調整中である内部通報窓口を来月から総務課内に設置し、組織として職員における違法・不当行為に係るリスクの早期発見、また未然の防止を図ってまいりたいと考えている。

以上が再点検の結果概要となる。引き続き職員一丸となり、議員各位、また市民からの信頼を取り戻せるよう、事務改善に努めてまいりたいと考えている。

総務課からの報告事項は、以上となる。

委員長：ただいま、総務課長から公金外現金の再々点検結果について報告があった。これについて質疑を受けたいと思う。質疑のある方はお願いします。

(挙手者なし)

委員長：ないか。

(挙手者なし)

委員長：なければ私から。

まず、点検対象団体、166の団体というふうにおっしゃったが、書面の方では全口座とあるが、書面では全口座とあるものを団体というふうに読み替えたと思うが、その意図は何かあるのか。

実際に調べたのは口座なのか、団体なのか、併せて口座を調べたということなのか。その口座は一般的には通帳を見たということによろしいのかどうなのか、その辺をお願いします。

それから、主な改善点、所管以外の課長が調べたということであるが、改善指示というのは一体何件くらいあったのか、何団体くらいに対して改善指示が出されたのか、その御報告をお願いします。

その2点である。

総務課長：先ほどの御質疑にお答えする。

まず、団体の数の関係であるが、先ほど申し上げた団体数は166団体。1団体について、例えば定期預金とかそういったこともあるので、口座数にすると全部で199件となる。よって、団体のチェックということであるが、団体が持っている全ての口座をチェックしているので、繰り返すが口座数で言えば199団体、それについては各通帳等を確認させていただいている。

それと、改善した団体数については、先ほどの166団体であるが、主な点検結果に基づいて改善をした項目については、これは口座ベースであるが、64口座について改善指示を出している。

以上である。

委員長：64口座の改善点があったということであるが、これは少なからずの数だと思うのであるが、どのような点に改善指示が具体的に出されたのか。

総務課長：改善指示の関係であるが、今回、先ほど申し上げた前回の点検結果と重複するところがあったのだが、前回10日程度設けたのであるが、今回は期間を1か月設けたので、かなり細かくチェックをさせていただいた。

その中で、一番多い指摘、改善事項については、出納保管責任者の定期点検、これは実際に要綱で言うと、3月と9月に実施するのだが、この点検が各課長に任せているところもあるのだが、そこを実際には実施していなかったというところ

ろが結構あったので、一番改善事項として多かったものはそのような内容になっている。

そのほかについては、帳簿類等については前回の点検結果でもあったのだが、証拠書類、領収書等が付いていなかったものが結構あったので、そういったものについては、現年を除く過去の分については前回のチェックで大体分かっているので、今回再々点検で改めて現年度をチェックしているの、そこについては改善できるところは改善指示を出して直していただくのと、団体によっては活動状況が少ないところについてはもう既に活動が終わっているところもあるので、その団体については来年度に向けての準備ということで改善の指示を出させていただいている。

以上である。

委員長：それでは最後にもう一つお聞きする。

まず、この所管外の課長がチェックして、それをその結果に基づいてその所管の課長に指示を出したということで、その指示に従ってその所管の課長は改善して、その改善結果を所管の部長に報告した、ということになるのだと思う。その部長は、その結果を総務課に報告したということにこの文書を見ると思われる訳であるが、そうすると所管の調査課長から所管の課長に行って、その課長からその所管の部長に行って、その部長から総務課に来たということになる訳で、改善指示の直接の把握というのは総務課ではされていないということになるのではないかと思うのであるが、その点について、そうするとかなり回ってくるので直接の把握を総務課なり、総務部長というのは把握できないのではないかな、というふうに懸念が残るのであるが、その1点と、それからもう一つ、今回64口座についてある程度の疑義みたいなものがあったということであるが、それに対する総務課なり、できれば総務部長の評価をお聞きしたいと思う。

総務課長：再質疑にお答えする。

点検の流れであるが、先ほど申し上げたように、まず実際に点検する課長が現地で点検をする。その結果を受けて、所属の課長が改善指示を受けて改善した後、最終的には所管の部長、その後総務課の方に報告する、という流れで今回実施をさせていただいたが、実際に改善されるその内容の時々のものについては、最終的には各部内での確認になるが、今回は2月2日に改めてその後部長会議を設け、その点検結果の経過も含めてそれぞれ各部長から報告をした上で今回の改善の対策を考えているので、流れの中ではなかなか部会の部課長が確認できたか、あるいは総務課が確認できたかという話になると、すぐには確認はできなかったと思うが、最終的な改善結果を全て部課長間で共有しているの、その辺は特に問題はないのかと考えている。

それと、64口座、これは総務部長の評価ということでよろしいか。

委員長：できれば。

総務部長。

総務部長：64口座、点検結果によって64口座が改善指示ということであった。

経過については総務課長が申し上げたとおり、2月2日に部長が集まり、そのところで各部の点検結果の報告、そしてその改善内容を確認し、部課長間でその情報を共有したところである。

最初の再点検のときの改善、また今回の再々点検において改善の指摘事項があった訳であるが、そちらのその改善事項、指示結果については、皆様方のお手元にはお配りしていないが、総務課長の方からの説明ではあったが、公金外現金の事

務処理点検リストということで、細かい点検結果から点検項目というのがあり、こちらに基づいた点検を行ってそれぞれ指示改善をしたところである。

その結果を受け、今現在進めている内容については公金外現金の取扱要領を含めた要領の改正を含めてその意見を各部の方で取りまとめており、今現在改正に向けた準備を検討して進めているところである。

公金外現金ということであるので、より適正に管理が行えるように進めていければというふうには考えている。

よろしく願います。

委員長：ほかにないか。

（「はい」の声あり）

委員長：はい、それでは総務課の報告について質疑を終了する。

次に、総務課全体についての御意見、または次回の調査事項等があったら願います。

（「なし」の声あり）

委員長：ないか。

（「はい」の声あり）

委員長：はい、それでは総務課を終了する。総務課長、御苦労様でした。

②企画政策課

委員長：次に、企画政策課に入りたいと思う。企画政策課長、願います。

企画政策課長：始めに、休憩を願います。

委員長：企画政策課長から休憩の依頼があったので、認める。休憩する。

（休憩）

委員長：それでは再開する。

企画政策課長より、株式会社フォーバルとの包括連携協定書の提出を求め、その内容について報告を願う。

企画政策課長。

企画政策課長：企画政策課の所管事項について、報告をさせていただきます。

1の、株式会社フォーバルとの包括連携協定書の提出を求め、その内容について、であるが、包括連携協定書の写しを配付させていただいた。当該協定書については、協定先の株式会社フォーバル様の了承をいただき、既に沼田市のホームページで公開されているものである。

連携協定は、社会貢献の意思がある企業等との密接な相互連携と協働によって、市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的として締結するものである。環境負荷などを配慮し、企業が果たすべき社会的責任、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ、CSRとも言われるが、としての活動の一環である場合もあるし、純粋に社会貢献の場合もある。自治体における事業執行に企業等に御協力いただくものである。

自治体のメリットとしては、複数分野事業の同時推進やアナウンス効果、新分野の連携実現や地域振興、企業保有の情報やノウハウ等の活用が言われている。企業等のメリットとしては、CSR活動の活性化、社会的課題に対する知識向上や人材育成、地域密着企業という社会的評価の向上や高い宣伝効果、新たな地域貢献分野の開発、連携に伴う実務面の負荷低減が言われている。

個別協定が具体的な事業の提案がなされ、それに応じて協定が締結されるのに対し、包括連携協定については先に幅広い分野で協働する旨の協定が締結され、その協定を具現化する形で具体的な事業を考案するという特徴がある。

当該協定については、企業版ふるさと納税に関わる事業者の紹介で、株式会社フォーバル様との御縁ができたことをきっかけに、株式会社フォーバル様から包括連携協定締結の申出があった。包括連携協定については基本的に本市から特定の企業等にお声がけしているものではない。企業の包括連携協定先において、企業等からの申出によって包括連携協定の締結に至ったものである。

企画政策課の報告事項は、以上である。

委員長：それでは質疑を受けたいと思う。質疑のある方はお願いします。

金子委員。

金子委員：連携協定書の第2条の、2ページの方にもあるが、連携協定の内容であるが、(3)の産業振興・中小企業支援に関すること、それから(4)観光振興に関すること、(5)教育振興に関すること、これらは例えば産業振興に関すること、中小企業支援に関することは、商工会議所とは顔合わせ等を行って、どういった内容で進めるか等の打合せができているのか、観光振興に関しては、観光協会とはどういう関わりを持つのか、教育振興に関しては、教育委員会とどのような接点を持っていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それから第3条の、本協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から変更しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする、とあるが、この1年間の実績、効果等を誰が判断をして、この更新をするかしないかを決めるのか、お伺いしたいと思います。

企画政策課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、第2条の関係になるが、こちらについては商工会議所、あるいは観光協会、あるいは教育委員会との協議については、まだ前段階ということではない。

次に、自動更新の関係で、誰が判断し更新をするのか、決めるのか、ということであるが、事業効果も含めて、やはり市の事業という部分になるので、市民や議員さんの信託によって効果検証をして、これについては本市と事業者との協定ということになるので、両者の協定上の決断によって更新がされるというふうにご判断いただければというふうに思う。

以上である。

金子委員：商工会議所にも観光協会にも教育委員会にもされていない、ということであるが、今後どのように進めるのか、まさにこの専門分野の関係団体の皆さんと協調してやっていただかなければならない問題であると思うので、今後どのように考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

それから、市民、議会の信託、信託という言葉がどうなのか分からないが、誰かが包括協定をやって良かった、これだけの効果があった、という判断をしなければ、更新するかしないかというところの判断へ結び付けられないと思うので、そういった意味で市民の皆様への的確なる情報を提供、そして議会へも実績等の提供をお願いしたいと思うが、もう一度お伺いしたいと思います。

企画政策課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、初めの商工会議所等の団体あるいは団体との連携の部分で、どのように進めるのか、協調していくのかというような御質問かと思う。これについては、

市の事業の部分で関連する部分については、市とこの包括連携協定の範囲内ということになるし、仮にそれぞれの団体、教育委員会は市になるが、観光協会や商工会議所が直接フォーバルさんと連携するという部分については、市が関与しない部分も発生する可能性はあるかな、というふうには思う。

いずれにしても、今後協議をした上で連携を図っていきたいというふうには考えている。

2点目であるが、誰かが判断をし、その効果等の情報については提供してほしい、というようなお話であるが、いずれにしても本市としては市長を筆頭に判断をさせていただき、事業執行をするということになるし、市の事業で必要に応じて議会や市民の方に報告をしていきたいというふうには考えている。

以上である。

金子委員：堅苦しいことを言わないで、商工会議所や観光協会に、すぐに挨拶に行くなり何かしてもらい、一緒にやりましょう、という形を取ってもらいたいなど、市民としては考える。

特に、教育委員会の分野に関して、教育振興に関して、民間のコンサルタント会社からの意見がどのように出るかというところがすごく心配しているところなので、その点についてもお考えを伺いたいと思う。

それから、最終的には市長が判断されるというのは分かるが、その市長の判断が正しいかどうかは議会が判断するので、そういった点で議会への情報提供をしっかりしていただきたいと思うが、最後にお伺いする。

企画政策課長：ただいまの金子委員の御質疑にお答え申し上げます。

関係機関との連携については、今後必要なことだと思うので、していきたいというふうには考えている。特に、教育振興の部分で御心配ということであるが、教育委員会自体、あるいは市の教育方針自体はしっかり決まっているものであるので、その辺の心配についてはないだろうというふうには考えている。

3点目であるが、情報提供については必要に応じてさせていただきたいというふうには考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

青木委員。

青木委員：この第2条を見ると、(1)が地域のDX推進、(2)が人材育成、(3)が産業振興・中小企業支援、(4)が観光振興、(5)が教育振興で、(6)にその他ということで、それ以外に含まれないその他の地方創生に資する取組ということで、これは行政のほとんど全てについて包括連携協定を結ばれたということだろう。

ちょっと、そのフォーバルさんという会社自体が、まだ私としてよく分かっていないのであるが、この6項目について包括連携協定を交わすに匹敵する、例えばこのフォーバルさんのその6項目についての実績だとか、というものを調べられてこうなったか、ということが一つ。

あと、今後、仮定の話であるが、例えばDX推進をやりましょう、ということで沼田市が決めたときに、例えばこの包括連携協定をフォーバルさんとやっているの、それをやるのであれば必然的に、随意契約かどうか分からないが、フォーバルさんとやることになるのか、それとも業務委託として、これはそれに対して手を挙げるところを募って、入札制度なのか分からないが、その今後の流れというのはどうなるのか。この包括連携協定をやっているがために、こういった諸々ほとんど行政の全てに関してフォーバルさんがみんな仕事を受けるのか、という

ことについてちょっと確認をお願いします。

企画政策課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

まず、フォーバルさんの実績を調べたのかということであるが、実績については調べさせていただいた。会社四季報であるとか、表面的な形にはなるが、信頼できる会社であるというような判断をさせていただき、包括連携協定に至ったというふうに御理解いただければと思う。

次に、DXの推進等で実際の事業をする場合にどのような契約形態なのか、というようなことであるが、包括連携の事業については社会貢献としてやっていた部分になるが、ここについては随意契約というような考え方になるかな、というふうに思う。ただし、市が経費をかなり出して事業実施をするようなもの、社会貢献として包括連携でやる部分については当然随意契約になるが、実際の市が行う事業については地方自治法や同施行令、それから契約規則に基づいて競争入札であるとか、あるいは随意契約も特に一者匿名の随意契約となるのはかなり確率的には低いかな、というふうに考えている。

また、全て仕事を受けるのか、というような部分に関しては、包括連携協定を結んだところが通常の市の発注業務で有利に働くということは、基本的にはないというふうに考えていただきたいと思う。

以上である。

青木委員：詳細については調べていないけど実績はある、ということであるが、そもそも論からいくと、この会社自体がどれくらいの社員さんがいるのか。かなりのスキルというか、体制がなければいけないと思う。

例えば、今回群馬県がアクセンチュアと契約して、今度アクセンチュアが県庁に入られるが、あそこだったらもう世界的にトップクラスのコンサルなので分かるのだが、その辺が大丈夫だと言われればもうそれに従うしかないのかなと思うのだが。

結局は、随意契約ということは、ある程度決まった金額で出されたものについて契約するということなので、それが果たして、恐らくこのフォーバルさんにとっては沼田市と契約するというのはメリットが大変大きいと思う。ただ、沼田市にとってそれがどれだけプラスになっているのかな、というのが私としてはよく分からないな、ということで、再度そこについてお尋ねする。

企画政策課長：ただいまの青木委員の御質疑にお答え申し上げます。

実績上、特に問題がないというふうに判断をさせていただいている。この株式会社フォーバルについては、この会社だけで従業員については684名、売上げについては500億円を超えている事業者である。通信系ではBtoBの事業でかなり実績を上げているということであるので、議員の皆様についても会社四季報や帝国データバンクを使われる方はそこで確認をしていただければ、信頼できる、きちんとした事業者であるということが確認できるかと思う。

なお、関連グループ会社だけでも26社、海外支社でも6社1拠点という形で、かなり知名度、コンシューマーとしての知名度の部分については少ないかもしれないが、BtoBの中では非常に高く評価されて知名度の高い会社というふうに御理解いただければというふうに思う。

以上である。

青木委員：BtoBだから分からなかったところもあるのかなと思うので、この数値だけ、社員数であるとかグループ会社、あとは実際の500億円以上という金額を聞いて、少し安心した。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：企画政策課の、総務部の中の企画政策課になっているのだが、自分としては市長直結の部でもいいのかな、などと思っているところがあるのだが、この内容は本当に、締結内容、全課にわたってしまう、多岐にわたってしまうので、これはちょっと委員長にお話しするところなのであるが、この場でももちろん報告をいただくことは結構であるが、所管外のことがいっぱい出てきてしまうので、以降はこの場で揉む方がいいのか、全員で揉んだ方がいいのではないのかと思うのであるが、いかがか。

（「委員間協議でやれば」「今は質疑だから」の声あり）

小野塚委員：分かった。申し訳ない。

委員長：そうしてほしい。今、副委員長が言ったように、御意見についてはこの質疑が終わった後、また調査事項とか意見を伺う。質疑だけにちょっとこの場は限定していただきたい。

小野塚委員：分かった。

委員長：副委員長。

副委員長：今、他の委員さんからいろいろ話が出た中で、自分も帝国データバンクで詳細を調べたが、課長の補足になるが、かなり優秀な企業、上場企業であるということと、前身は要は電話屋さんである。インターフォンだとか内線電話の方の企業として立ち上げて、今に至る。

コンサル、地方公共団体に対してのコンサルを始めて、新規事業でやられているようであるが、実績は調べたと課長はおっしゃっていたが、他の自治体に関してもやっている。自分が調べたところによると、よって、その他の自治体の取組などは、例えば何年か前に契約してもうやっている、というところのその辺の実績は調べられたのか、お聞きする。

企画政策課長：ただいまの副委員長の御質疑にお答え申し上げます。

他の自治体の連携についても、担当の方で確認をさせていただいている。私の方で今は手持ちがないので、どこと組んでどのような、というのはお答えできなくて申し訳ない。

以上である。

副委員長：包括連携協定なので、課長がおっしゃるとおり、ここで結んでこの内容を全部この会社がやるかという、そういうことではないと自分は理解をしており、この企業の提案をもって沼田市がかじ取りをしていくという理解でよろしいか。

企画政策課長：ただいまの副委員長の御質疑にお答え申し上げます。

市の基本的な方針は、基本的にぶれることはないので、市の方針に沿って御提案をいただければ、社会貢献としてやっていただくという可能性があるということになる。

なお、包括連携協定であるので、協定は包括的にしているが、連携については各事業ということで、各部署で協力をするというようなことが基本的には想定されるので、その部分についてもお含み置きいただければというふうに思う。

以上である。

副委員長：先ほど課長がちょっとおっしゃったが、他社で競合というか、ちょっと違うと思うが、そういった似たようなことをされている業者さんとかが協力を申し出てきたらば、その辺に関しては協力を受けていくという理解でいいのかと、フォーバルさんとも連携していったいいのか、ということをお聞きする。

企画政策課長：休憩をお願いします。申し訳ない、ちょっと聞き取れなかったの。

委員長：はい、休憩する。

(休憩)

委員長：はい、再開する。

副委員長：他社でも、民間企業で同じようなことをやられているところがあるが、それに関しそういったことがあっても、同趣旨の内容があったとしても協定を結ぶのか、ということと、仮にフォーバルさんとその民間レベルで協定を結んで、同時提案みたいなこともあり得るのか、伺う。

企画政策課長：ただいまの副委員長の御質疑にお答え申し上げます。

副委員長のおっしゃるとおりだというふうに考えている。

以上である。

委員長：ほかに。

(挙手者なし)

委員長：ないようであれば、私から。

各委員が心配しているとおり、オールラウンドというか、ほとんどの面に、全ての行政に係る面において包括協定を結ぶということで、私も市のホームページでいくつかの会社との包括連携協定の協定書を見てみたのであるが、このフォーバルさん以外についてはほとんどある部門というか、ほぼ限定されている訳である。

大塚製薬さんだと健康に関すること、それから防災に関することとか食育に関することとか、第一生命さんだと健康とか、それから高齢者支援とか環境保全とか、そういうその会社の特徴に特化したところで部門的に包括協定を結んでいくということであるが、このフォーバルさんとは本当に全面的というか、包括連携協定を結んでいるということで各委員もちょっと不安になっている。私もその点について、沼田のシンクタンクがここに行ってしまうのではないかと、みたいな心配を持っている訳である。

そこでちょっと疑問なのであるが、包括連携協定の第2条第3項、第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲及び乙は、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする、というので、努力目標というか、努力義務がここにある訳であるが、これはやはり、例えばDX推進に関してはお互いというか、フォーバルさんと連携しましょう、というふうに読めるのではないかと思うのだが、その辺はいかがなのか。

企画政策課長：ただいまの委員長の御質疑にお答え申し上げます。

今回のフォーバルとの包括連携協定については、かなり広範な記述ということになっているが、実際にあいおいニッセイ同和損保さんとの包括連携についてもかなり包括的な、広い範囲での連携というような協定もこれまでに結ばれているので、事業者によって得意不得意、あるいは総合的な連携というような形で、包括連携については先に幅広い分野で協働する旨の協定が締結され、その協定を具現化する形での方向になっているので、御理解をいただければというふうに思う。

委員長：続いて2回目の質疑をしたいと思います。

(「ほかにもまだあったらう」の声あり)

企画政策課長：申し訳ない。

協定書第2条の第3項、ここについては、この協定に書いてあるとおりののだが、包括連携協定自体が企業の社会貢献というような部分の範囲になるので、

その範囲の中での協定というふうに御理解いただければというふうに思う。

以上である。

委員長：それでは、社会貢献の範囲ということがあるが、今GXとか、または持続可能な社会とか、そういった意味での地球全体を対象とするような社会貢献というのがもう企業にも求められている時代であるので、それがその企業のエネルギーとか、活動力にもなっていくということもあるので、なかなかそれは表裏一体のものとして出てくると思うので、それを分けてというのは難しいと思う。よって、私も調べてみたが、この企業が本当にほとんどの事業をやっている会社なので、先ほどの確認なのだが、この第2条の6項目というのは、フォーバルさんの方からこういったことに関連して連携協定を結びたいというふうに先ほどおっしゃっていたと思うが、確認の意味で、沼田市の方からこの分野についてと言ったのか、それともフォーバルさんの方からこの6項目が提案されたのか、ちょっと聞き漏らしたので確認させていただきたい。

企画政策課長：ただいまの御質疑にお答え申し上げます。

包括連携協定については、この株式会社フォーバルさんの方から申出があった。

この協定の内容については、相互の協定ということなので、フォーバルさんと市の方で協議をさせていただいた項立てという形になっている。

以上である。

委員長：最後に第2条の第3項に戻るが、これは事業ごとにある事業が出てきたときに、その事業ごとにその実施の業者から選ぶということであって、フォーバルさんから提案されたことであるからその連携を求められ、事業者選定についてはそれを付度なり斟酌するという事ではない、ということは御確認できる訳か。

企画政策課長：ただいまの御質疑にお答え申し上げます。

委員長のおっしゃるとおり、包括連携協定の範囲内で行われるというふうな部分でこの協定については御理解いただきたいと思うし、その他の事業については自治法等の規定に基づいて契約行為が行われるということである。

以上である。

委員長：ほかにあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：はい、株式会社フォーバルとの包括連携協定書の提出を求め、その内容について問う、についての質疑を終了する。

それでは企画政策課全般についての御意見、それから次回の調査事項等についてあったら意見を求める。

小野塚委員、よろしいか。

金子委員：これは、委員間協議になるのか。小野塚委員の話は。

委員長：この場で言われて良いと思うが。

小野塚委員：良いのか。

委員長：はい、小野塚委員。

小野塚委員：先ほどの質疑のところであるが、やはり全部の領域にまたがることで、いろいろなところにインパクトがある内容だと思うので、総務文教委員会ではなくてもいいのかな、もう一つ上のところの報告でもいいのかな、と思ったのであるが、いかがか。

委員長：ただいま、小野塚委員から株式会社フォーバルさんとの包括連携協定については、当委員会だけではなくて、議員全体に対する報告をすべきだというような、そういう意見か。

小野塚委員：はい、御意見いただいてもいいのかなと思ったのであるが、いかがか。

委員長：報告並びに全議員の意見を聞く場を設けた方がいいのではないかというこの提案があったが。

(企画政策課長挙手)

委員長：ちょっとお待ち願いたい。これは委員会の討論であるので。

皆さんの御意見はどうか。

戸部委員。

戸部委員：私はこの場所で詰めたので、この場所で良いと思うのだが。そういう感じである。

青木委員：私も一緒である。

委員長：一応手を挙げていただきたい。

はい、青木委員。

青木委員：小野塚委員の言うことも分からない訳ではないのだが、ここの総務文教委員会でこれだけ話をしたので。でも、実際に協定が締結されているので、それはこれでいいのかな、と思う。

委員長：金子委員。

金子委員：次回の調査事項というところで私は提案しようと思っていたのだが、本来ならば協定締結する前に、いろいろな情報を提供して欲しかったな、という思いなのであるが、このフォーバルについて私も県のDX推進の専門官の方に聞いてみたのだが、あまり情報はないということだった。県の方には。

結局、実際に何をするのか、何をしてもらえるのか、というところが全然分からないのである。小野塚委員がおっしゃるとおり、広範囲にわたっている。青木委員もおっしゃったように、市の行政全部である。教育委員会の所管まで入っているから。

そうすると実際に、他の自治体、どこでどういう実績があるかということもここに文書で出してもらいたい。そして本来ならばそれを見て判断したかったな、という思いがするのであるが、会社四季報から信頼できると判断したとか、議員が各自確認せよと言われても、やはりその辺は売上げ500億円を超えるというところも文章にして、ちゃんとここへ提示してもらいたいなというのと、それから一番心配するところが、やはり委員長がおっしゃるとおり、青木委員もおっしゃったとおり、そのそれぞれの事業においてどういう契約になっていくか、随契になるのか、今はやりのプロポーザルになるのか、サウンディングになるのか、入札になるのか、その辺の地方自治法との関係もあるので、これはやはり次回もう一度今申し上げたところも含めて報告をしていただきたいなと思っている。

委員長：副委員長。

副委員長：皆さんがおっしゃっているとおり、言っていることはみんな正しいと思っている。この委員会で話をある程度今詰めていて、これをさらに上位というか議員全員に広げるかというのは、今後の検討でいいのかなと思うが、ちょっと可能か不可能かは分からないのだが、担当営業に来てもらって、どういう考えなのかというのをちょっとヒアリングできないのかな、というのはちょっと難しいかなと思うのだが、担当営業の方とお話を。

民間企業であるから、例えばこの総務文教常任委員会ではなくて、総務の委員と非公式でもいいと思うのである。お話をできて、フォーバルさんはどういう考えなのかというのが、その担当の方、若しくはその上司でもいいので、そういったことをできればある程度、今皆さんが感じている疑問点だとか今後の展望とい

うのは、ある程度なくなるのかなと思うので、どうだろうか、という。難しいかなと思うのだが。

委員長：いくつか意見が出てきたが、さらにちょっと皆さんの意見をお聞きしたいと思う。

ただ今、小野塚委員からは全員協議会かどうかは別として、全議員での説明及び意見交換をする場を設けた方がいいという意見。

それから金子委員からは、さらに調査事項として掲げ、フォーバルさんの紹介なりというのをしっかり書面でも出してもらいたい、ということ。

それから副委員長からは、担当者なりに来てもらって説明を求めたらどうか、というような、3つの意見が出ているが、皆さんの意見をさらにお聞きしたいと思う。

金子委員。

金子委員：次回、せっかく選挙直前だが集まって委員会をやるので、そこにもう一度、今申し上げた内容的なもの、先ほど委員長の質疑に対して包括連携協定の範囲内で行うから大丈夫だという、私には全然意味が分からないので。包括連携協定の連携範囲が全部なのだから、範囲内で行われるのは全部なのである。

だから、そういったところも含めて次回もう一度やって、改選になるから、その後やはり問題があるということになれば、全協なりで対応していくという、議運にかけるなりということになると思うのであるが。これは私の考えである。

委員長：小野塚委員。

小野塚委員：私は何というか、議員同士でこの協定がある、だからこういう施策に対してはここといろいろお話をするのだということ、議員で共有できていれば別に上位でなくても構わないので、全員協議会を開いてくれということではないので、共有する方法が書面だけでも構わないし。議員同士の共有ができていれば、先ほどの上位のとかということではないということ認識していただいて結構である。

委員長：青木委員。

青木委員：コンサルさんなので、恐らくプレゼンは得意なのである。それが商売なので。だから、それこそ金子委員がおっしゃるように、改選後になるのかなと思うが、包括連携で交わされているこの6項目の中で、どれか指定してもいいし、場合によっては向こうが特に得意とするものについて、この総務文教なのか、全協なのか分からないが、例えばプレゼンをしていただく、例えばそれができれば沼田市にとってDXはこうあるべきだというものやっていたら、それが一番身近に感じることでいいと思うのであるが、そういったことをすればすぐ理解しやすいかなとは思っているのであるが。

以上である。

委員長：それではここで、休憩する。

(休憩)

委員長：それでは再開する。

企画政策課についての次回の調査事項については、株式会社フォーバルとの包括連携協定の継続調査をするということでのよろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：その中で、次年度に対してどのような形で申し送りができるのか、するのか、その辺を検討したいと思うので、各委員におかれてはその辺を考えてきてい

ただきたいと思う。

また、当局においても何か資料があれば、さらに提出願えればありがたいと思う。

ほかにあるか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ企画政策課を終了する。企画政策課長、御苦労様でした。

それでは休憩する。

(休憩、企画政策課長退席)

③財政課

委員長：再開する。

財政課の報告に移る。財政課長、願います。

財政課長：それでは、財政課の所管事項について御報告を申し上げます。

今回は、サラダパークぬまた活用事業に関する、地元、池田地区を対象とした説明会の開催結果についての御報告である。

まず、説明会開催までの経過であるが、昨年、民間提案制度により活用事業の募集、選定を行い、その結果について年明けの今年1月、常任委員会において報告をさせていただいた。2月には委員協議会を開催していただき、その後の経過と状況を報告させていただいたところである。

その間も含め、選定事業者と協議を重ね、事業者とは合意が可能な線がある程度見えてきたことから、協議の一環として、地元への説明会を行ったということである。

説明会の開催に当たっては、事前に池田地区振興協議会の正副会長、また上発知町の3区長に御相談をさせていただき、資料の6ページに付けさせていただいた、サラダパークぬまたの今後の活用事業について(お知らせ)という内容で、2月15日の区長配布文書において回覧により池田地区全域に周知をさせていただいたものである。

説明会については、資料の5ページに記載のとおり、3月1日水曜日の午後7時から、池田地区コミュニティセンターの2階の会議室において開催をした。

25名の方々に御参加をいただいたところである。

なお、当日は市の当局から財政課4名、農林課3名が出席したほか、選定事業者として有限会社星の降る森から3名が出席し、これまでの経過と事業計画についての説明と質疑応答を行っている。

7ページに経過説明の資料として当日配布したものをお付けしているので、御確認をいただければというふうに思う。

質疑応答については、いろいろ御意見をいただいたところであるが、一例を申し上げますと、今回の事業には賛成である、と、それから一民間企業への貸出には納得ができない、というようなこと、それから子供の遊べる場所を提供してほしいということ、また住民が自由に出入りできるスペースを確保できないか、といった御意見、それからこの事業によって浮いたお金を鳥獣害対策に使ってほしい、また賃貸料は全て池田地区のために使ってほしい、火事や周辺の環境悪化が心配である、火の扱いや排水の問題などどういう対応を考えているのかなど、様々な御意見、あるいは御質疑をいただいたところである。

所管課としては、前回の委員協議会でも御説明をさせていただいたが、早期の

利活用を図りたいということで4月からの賃貸も視野に進めていたが、この説明会の結果も含め、現段階で事業化に至るのは時期尚早ということで、しっかりと地元理解を得る必要があるというのが現在の市としての判断となっている。

したがって、サラダパークぬまた活用事業については、引き続き時間をかけて慎重に進めてまいりたいというふうに考えているので、御理解を賜るようよろしくお願い申し上げます。

財政課からの報告は以上である。

委員長：ただいま、サラダパークぬまた活用事業説明会開催結果について、課長より報告があったので、質疑を受けたいと思う。

質疑はないか。

(挙手者なし)

委員長：私からということになるが、地元の理解を求めてさらに時間をかけて検討していくということであるが、概ねのスケジュール的なものをお考えであればそれをちょっと御説明願いたいと思う。

財政課長：概ねのスケジュールということであるが、現段階ではこれから選定事業者とのまた再度の打合せ、協議を行っていくということもある。それを踏まえてまた再度の説明会等も検討してまいるということであるので、スケジュールが今の段階で何月頃何を、というところまではちょっとまだ至っていない状況である。

よって、いずれにしても事業者、相手方のあることでもあるし、地元の皆さんの御理解を得るのにどういったことが必要なかということを検討していく必要があるので、もう少しお時間をいただくということで、具体的なスケジュールについては御容赦いただければと思う。よろしく願います。

委員長：さらに質疑させていただく。

当初、4月1日からでも、などという話があった訳であるが、それに対して、さらに時間をかけて検討するという市の方針に対して、こちらの事業者の方は承知されたのかお聞きしたいのと、当局とすると、地元の理解がまだ得られていないという把握なのか。

その2点、願います。

財政課長：再質疑にお答え申し上げます。

事業者の方の了解を得ているかということであるが、事業者とスケジュールの調整をしてお会いすることになっているのだが、これからお会いして細かい打合せをしていくということであるので、そこも含めてこれからの検討ということである。

それから、地元の理解が得られて、現段階で得られていないという理解か、ということであるが、全体としてどうかということは別として、いただいた御意見に対してどういう方針で臨むかということもあるし、一部反対をされている方もいらっしゃるということであるので、そこについてはまだ理解が深まっていないということでこちらは認識をしているので、今後、御理解いただけるように努力をしていきたいということ考えている。

以上である。

委員長：私とすると、了解した。

ほかに、質疑はあるか。

(「大丈夫である」の声あり)

委員長：はい、それではサラダパークぬまた活用事業説明会開催結果について、の質疑を終了する。

財政課について、調査事項、それから御意見等、何かあったら願います。

(挙手者なし)

委員長：なければ、私の方から一つ。

各議員のところにも、サラダパークぬまたに関して、ちょっと今日は書面を持ってこなかったのであるが、市民のお一方から各議員に書面が配られたと思うのであるが、それについて何か扱い方について御意見があれば、ここで意見共有しておきたいと思うのだが、いかがか。

委員会とすれば、統一的な扱いとか、それについてする必要があるとかないか、それを含めて皆さんの意見をちょっと。

副委員長：承知しておけば良いのでは。

星野委員：一個人であるから。団体の役から来ていれば別であるが、一個人であるから。

委員長：各委員、意見はお聞きしたということによろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：はい、そういうことで、特に委員会として何らかの対応するとか、そういうことはしないということによろしいか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、ほかに何かあるか。

(挙手者なし)

委員長：それでは、財政課を終了する。財政課長、御苦労様でした。

(財政課長退席)

④利根支所

委員長：次に、利根支所所管事項報告を受けたいと思う。利根支所長、願います。

利根支所長：それでは、利根支所の所管事項について報告させていただく。

今年度最後の報告となるが、よろしく願います。

資料は、別冊利根支所庁舎資料No.6になる。

本日の報告は、庁舎解体工事における2月末現在の進捗状況と、工事の工期内完了が見込めないため、工期の延長とこれに伴う繰越についてのお話となる。

また、解体工事に遅れが出ることで、新庁舎設計に係る地盤調査が行えないため、設計業務の方にも遅れが生じる。地盤調査は建物基礎の構造を決定するための重要な調査であるが、解体工事同様に履行期間を延長し、令和5年度に繰越したいので、併せて報告させていただく。

まず、資料1を御覧いただきたい。

①の利根支所庁舎解体工事について、ア、解体工事の2月末現在の進捗状況は94.1%である。計画工程は97.2%の予定であったので、3%ほど遅れている。

なお、通路の改修や敷地の埋め戻しなど、工事の内容を見込んで工程を見直すと、3月末日現在の計画工程は、概ね97%くらいになる見込みである。残り3%については、4月にずれ込む形となる。

次に、イ、2月の解体工事概要であるが、建物基礎の解体と地下の解体が進められてきたが、2月中に終わらなかった。ちなみに3月の残工事内訳であるが、引き続き基礎の解体、庁舎周りに埋設されている排水管の撤去、地下室部分の埋め戻しや灯油タンクを設置する通路の改修工事などがある。

現段階で、3月20日までの工期内完了が難しいため、36日間工期を延長し、

終わりを4月25日までとし、昨年6月の補正予算で計上した解体工事費については全額繰越で考えている。

解体状況については、後ほどまた説明したいと思う。

次に②の利根支所新庁舎建築設計業務についてであるが、庁舎解体跡地の埋め戻しなど、整地が整わないとボーリング調査が行えないため、解体工事の進捗状況を考慮し、3月24日までの履行期間としていたが、調査解析、基礎の設計、建築確認などに係る期間を見込み、28日間延長し4月21日までとし、令和5年度に繰越しをさせていただきたいと考えている。やむを得ないものと考え、委員の皆様にご理解を賜りたいと思うので、よろしく願います。

次に、資料2を御覧いただきたい。解体工事の工程表になる。

最終的に完了するまでの工事内容を考慮し、作成した。ただし、変更内容がはっきりしていない工種もあるので、現時点では予定ということで御理解の方をお願いしたいと思う。

まず、工程表の青い線は工程見直し後の工程になる。前段の説明と重なるが、完了は4月25日で考えている。なお、工程表の下段、黄色の網掛けは変更内容を見込んだ進捗予定となる。3月末までの計画工程は97%、4月25日までの完了予定としている。

4月にずれ込む工事概要であるが、敷地の埋め戻しもあるが、通路の改修に時間を要する。通路には灯油タンクを設置するが、耐火構造で計画しており、その部材等の納入に期間を要する形となった。このようなことが期間を要する主な理由である。

次に、資料3を御覧いただきたい。2月の解体状況を説明する。

写真の1ページ目は、地下の解体が本格的に始まった。

写真2ページを御覧いただきたい。2月中旬の地下の解体状況である。

写真3ページ目を御覧いただきたい。地下の重油タンクの状況と、3枚目の写真は地下室がある建物部分と敷地外周のブロック積みまでの距離で、その距離は3mの位置にあるという写真になる。

写真4ページを御覧いただきたい。1枚目の写真は、外周のブロックに接した地下の内側の壁面になるが、全部壊すとブロック積みに影響を及ぼす可能性があるため、着色した部分、赤で囲った部分であるが、これについて残すことで判断の方をさせていただいた。2枚目、3枚目の写真は、地下室があった箇所の埋め戻しの状況である。

写真5ページを御覧いただきたい。まず、解体が残る庁舎の一部と基礎の状況である。3枚目の写真は2月26日の状況であるが、コンクリートガラが大量にあったが、搬出も進み、残りわずかとなった。

3月以降の残工事であるが、外構の一部、排水などの地下配管、灯油タンクを置く通路の改修のほか、解体跡地の埋め戻しとなる。

本日の説明は、工期延長と繰越の話になったが、工事は空きなく丁寧に進められているので、御理解いただけるようよろしく願います。

利根支所からは以上である。

委員長：それでは、報告に対して質疑を受けたいと思う。質疑があったらよろしく願います。

(「なし」の声あり)

委員長：はい、それでは質疑を終了し、利根支所に関する何か調査課題等があったらお願いします。ないか。

(「はい」の声あり)

委員長：それでは、利根支所を終了する。利根支所長、御苦労様でした。

(利根支所長退席)

委員長：以上で総務部所管事項報告を終了するが、次の委員会について事務局より説明をお願いします。

事務局：次回委員会について申し上げます。

 回りの委員会は、4月10日月曜日、午後1時半からこちら第2委員会室にて開催ということでお願いしたい。

 なお、今回は総務部から教育部の順でお願いしたい。

 以上である。

委員長：それでは、事務局の説明のとおりであるのでよろしく願います。

 続いて、総務部全般について委員間の意見交換、また次回委員会における調査事項について諮りたいと思うので、よろしく願います。

 何かあるか。

 (挙手者なし)

委員長：ないか。

 (「はい」の声あり)

委員長：それでは、以上で総務部を終了する。総務部長、総務課長、御苦労様でした。

(総務部長、総務課長退席)

エ 調査事項検討等・意見交換

委員長：総務文教全体の所管について、調査事項、また意見交換等を行いたいと思うので、何か追加的なものがあつたら願います。

 (挙手者なし)

委員長：それでは、今までに出されたものについて、事務局より確認願う。

事務局：それでは、本日出された課題というか、御意見について申し上げます。

 まず、1点目であるが、教育部の方で、沼田城遺跡発掘調査に係る専門部会からの指導、助言について報告を求める、というのが1点あつたかと思う。

 それともう1点であるが、企画政策課の方で、今回御報告いただいた株式会社フォーバルとの包括連携協定書の提出を求めその内容について問う、というところであるが、継続ということで御意見があつたので、また同じ項目として通告をいたしたい。

 以上、2点があつたかと思う。よろしく願います。

委員長：事務局より2点の調査課題の報告があつたが、調査項目について何か不足等はあるか。よろしいか。

 (「はい」の声あり)

委員長：はい、それでは追加事項等はないか。

 (「はい」の声あり)

委員長：それでは、この2件について調査事項とするので、よろしく願います。

オ 今後の日程について

委員長：それでは、今後のスケジュールについて事務局より願います。

事務局：それでは、今後のスケジュールについて確認をさせていただく。

次第の方にお目通しいただきたいが、次回の委員会については先ほど申し上げたとおり、4月10日であるのでよろしくお願いします。

それと、一つしかお示ししていないが、今のところで、3月15日午前10時、本会議ということで、最終日となるので10時に間に合うようにお越しいただきたいと思う。よろしくお願いします。

それと1点、スケジュールではないが、事務連絡がある。

皆様よりお預かりしている委員会の積立金であるが、改選になることから今月末で精算をさせていただきたいと思う。親交会も同様であるが、4月の報酬からの天引きはしない。これで精算をさせていただきたいと思う。4月の委員会のときにこれらを御返金するので、その際に受領印を頂戴したい。よろしくお願いいたします。

以上である。

(4) 閉 会 (委員長)

委員長：以上で総務文教常任委員会を終了する。

以上